

産前産後休業掛金等免除(変更)申出書

記入例

組合員番号・氏名	生年月日	職名	所属コード・所属所名
公立山形 123456 山形 花子	昭和61年 6 月 1 日	教諭	777777 山形市立〇〇小学校
産前休暇の期間	平成30年 10月 13日 から平成 30年 12月 1日		
産後休暇の期間	平成30年 12月 2日 から平成 31年 2月 1日		
産前産後休業の期間 <出産日前42日、後56日> (変更後の期間)	平成30年 10月 27日 から平成 31年 2月 1日 (平成30年 10月 21日 から平成 31年 1月 26日)		
出産予定日	平成 30年 12月 7日		
出産日	平成 30年 12月 1日		
出産(予定)種別	単胎・多胎		
掛金等免除期間 (変更後の期間)	平成 30年 10月から平成 31年 1月 (平成 30年 10月から平成 30年 12月)		
地方公務員等共済組合法第114条の2の2及び一般財団法人山形県教職員互助会運営規則第20条の規定により、産前産後休業期間に係る掛金等免除(変更)を申し出ます。 公立学校共済組合山形支部長 殿 山形県教職員互助会理事長 殿 平成 30年 10月 1日 住所 山形市〇〇-×× 氏名 山形 花子			
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 30年 10月 1日 所在地 山形市△△-〇〇 所属所長 山形市立〇〇小学校校長 村山 太郎			
(TEL 023 - 〇〇〇 - ××××) (事務担当者名: 村山 次郎)			

出産日が予定日より早まった場合・・・産前産後休業期間は出産日を基準とする。
出産日が予定日より遅くなった場合・・・産前産後休業を開始した日は予定日を基準とし、終了した日は出産日を基準とする。
※産前産後休業期間は、産前産後休暇の範囲内